

## 役員退職手当支給規程

### (総則)

第1条 一般財団法人日本地図センター(以下「地図センター」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

### (退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退職し、解任され、又は死亡した場合に、その者(役員が死亡したときは、その遺族)に支給する。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、当該役員に係る基本月額に、100分の10を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する基本月額は、在職期間中における各月の基本月額とする。

3 第1項の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

### (退職手当の減額等)

第4条 役員が寄附行為第20条第2号に該当するものとして、同条の規定に基づき、役員を解任された場合は、退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

### (在職期間の計算)

第5条 第3条に定める在職期間の月数の計算については、役員に選任された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)が生じたときは、これを1月と計算する。ただし、満65歳に達した後は、同日以降の在職期間については、これを在職期間の月数の計算に含めないものとする。

2 第3条第2項の規定による場合において、異なる基本月額が適用されていた在職期間の合計月数が、前項本文の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、異なる基本月額が適用されていた在職期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで1月を減ずるものとする。

### (再任等の場合の取り扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に選任されたときも同様とする。

### (遺族の範囲および順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

三 前号に掲げる者のほか役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 前各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちあっては、同各号に掲げる順位による。

この場合においては、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給について同順位の遺族が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令に基づきその役員が退職手当から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

2 退職手当は、予算その他特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1ヶ月以内に支給する。

(実施細目)

第9条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年6月1日から適用する。

2 財団法人日本地図センター役員退職手当支給規程(昭和51年6月1日適用)は、廃止する。

3 この規程第3条の規定にかかわらず、平成17年5月31日までの在職期間における退職手当の額の算定に当たっては、在職期間1月につき本給の月額額の100分の20の割合を乗じるものとする。

4 この規程を適用する日以前に満65歳に達した者の退職手当の額の算定に当たっては、満65歳に達した日の翌日から平成17年5月31日までの在職期間の月数を除くものとする。

附 則

(適用期日)

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

この規程の適用日に在職している役員についての退職手当は、なお従前の例によるものとする。ただし、本給の月額額は、平成21年3月31日現在のものとし、在職期間の終期は、平成21年3月31日とする。

附 則

この規程は、平成24年10月19日から施行し、同年10月1日から適用する。